

受講手続き案内

化学物質管理者養成講習（取扱い事業場向け）

労働安全衛生規則の改正により、令和6年4月から、化学物質（リスクアセスメント対象物質）を製造し、又は取り扱う事業場においては、化学物質管理者を選任し、その者に化学物質の管理に係る技術的事項を管理させることが義務付けられました。

この講習は、化学物質を取り扱う事業場（化学物質を製造する事業場以外の事業場）における化学物質管理者を養成するための講習です。

※ 事業場内で化学物質を混合・調合して（化学変化を伴うものを含む。）、事業場内で消費する場合は「取扱事業場」となりますが、これを譲渡又は提供を目的とする場合は「製造事業場」に該当します。一方、小分け・破碎を行って出荷する場合は「取扱い」に該当します。

- 1 実施日・場所 ① 講習日 申込書のとおり
② 講習会場 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721）

講習場への地図、受講するために**用意する物等の注意事項は申込書の2ページ目**に掲載いたしていますので、受講される方へ必ずお渡しください

- 2 定員 **70名**（定員になり次第締め切ります。）

- 4 講習科目・時間・受講料（**申込書の2ページ目**に掲載）

- 5 申込方法

「申込書」に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料
③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票をご確認ください）

- (1) 持参の場合：当協会窓口にて「申込に必要なもの」を持参してください。
(2) 郵送の場合：現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 （一社）佐賀県労働基準協会
(3) 振込の場合：「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。

（※FAXは、**高画質で（解像度を上げて）**お送りください。）

（※FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。）

【振込口座】

佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652

（社）佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの **ネットから講習申込** から申込書を送付出来ます。

FAX 0952-37-8278

E-mail kosyusakikyo@lib.bbiq.jp

佐賀県労働基準協会

検索



- 6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「**仮受付**」となり、席をお取りします。**入金確認後に「本受付**」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
(2) 受講料の入金については、**適格請求書等に該当する領収証を発行**します。
(3) 「本受付」後に、頂いた**申込書に受講番号**を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したものの（申込書の次頁に掲載）と一緒に**受講される方に必ず、お渡しください。**
(4) テキストは初日に配布します。
(5) **当日のお申し込みは受理いたしません。**